

# 建築設備に係る建築確認申請時の提出図書

建築主は、建築物を建築しようとする場合等においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならない。

一方、建築主事又は指定確認検査機関は、確認の申請書を受理した場合、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

建築主事又は指定確認検査機関の確認審査等の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等において、確認検査の申請書に添付すべき図書及び明示すべき事項等が明確にされた。

「建築基準法施行規則」では、『法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする』と規定されており、次の表の(い)欄に掲げる法第32条の規定が適用される電気設備がある場合にあっては、(ろ)欄に掲げる図書を提出することとされた。

なお、『正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る』とされている。

これにより、常用の電源及び予備電源に関する図書を提出することとなった。

(内発協ニュース 2007年7月号掲載)

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(五)	法第32条の規定が適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置
			非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置
		電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況
			常用の電源及び予備電源の種類及び構造
			予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況
			予備電源の容量及びその算出方法
ガス漏れを検知し、警報する設備 (以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造			

## 【予備電源の容量及びその算出方法について】

『電気設備の構造詳細図』(提出図書)の中で『明示すべき事項』に『予備電源の容量及びその算出方法』とあり、建築設備(非常用エレベータ、排煙設備、非常用照明装置等)の予備電源(建築基準法上の名称)として自家用発電装置(建築基準法上の名称)を使用している場合は、自家用発電装置の容量の算出結果及びその算出方法を明示することとされている。

このため、「ある地方自治体へ建築確認申請を行った際、予備電源として使用する自家用発電装置の容量の算定結果を提出するように指導されたが、消防機関への提出以外にも必要になったのか。」との問い合わせがあり、建築基準法の改正により、提出する必要が生じたのではないかとの回答を行った。

これまでは、消防庁予防課長通知『消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算出について』(昭和63年消防予第100号)に基づき、消

防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等)の非常電源(消防法上の名称)として使用する自家発電設備(消防法上の名称)の容量の算出結果を所轄消防機関へ提出していた。

今回の建築基準法の改正により、予備電源の容量及びその算出方法について、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならないことから、建築確認申請時に提出する必要が生じたものと思われる。

内発協が策定している『自家発電設備の出力算定ソフトウェア(NH1Ver.3.1)』は、自家発電設備から電力を供給する消防用設備等以外の設備についても容量の算出の対象としており、今後は、非常時の電源として容量的に妥当なものかどうかの審査を受ける際に、所轄消防機関のみならず、建築確認申請時に建築主事又は指定確認検査機関へ提出する図書としても活用できるものである。